

板倉町告示第55号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、平成28年第2回板倉町議会定例会を次のとおり招集する。

平成28年6月3日

板倉町長 栗原 実

1. 日 時 平成28年6月7日
2. 場 所 板倉町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 ( 1 2 名 )

1 番	小 林 武 雄	議 員	2 番	針 ヶ 谷 稔 也	議 員
3 番	本 間 清	議 員	4 番	亀 井 伝 吉	議 員
5 番	島 田 麻 紀	議 員	6 番	荒 井 英 世	議 員
7 番	今 村 好 市	議 員	8 番	小 森 谷 幸 雄	議 員
9 番	延 山 宗 一	議 員	1 0 番	黒 野 一 郎	議 員
1 1 番	市 川 初 江	議 員	1 2 番	青 木 秀 夫	議 員

○ 不 応 招 議 員 ( な し )

## 平成28年第2回板倉町議会定例会

議事日程（第1号）

平成28年6月7日（火）午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 同意第 2号 監査委員の選任について  
日程第 4 報告第 1号 平成27年度板倉町一般会計繰越明許費繰越の報告について  
日程第 5 報告第 2号 平成27年度板倉町土地開発公社決算及び事業報告について  
日程第 6 報告第 3号 平成28年度板倉町土地開発公社予算及び事業計画について  
日程第 7 議案第30号 板倉町税条例等の一部改正について  
日程第 8 議案第31号 公図と現況の不整合による土地の無償譲渡について  
日程第 9 議案第32号 板倉町中央公民館大ホール天井改修工事の契約について  
日程第10 議案第33号 平成28年度板倉町一般会計補正予算（第1号）について  
日程第11 議案第34号 平成28年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について  
日程第12 請願第 1号 奨学金制度の充実を求める請願について

---

○出席議員（12名）

1番	小林武雄	議員	2番	針ヶ谷稔也	議員
3番	本間清	議員	4番	亀井伝吉	議員
5番	島田麻紀	議員	6番	荒井英世	議員
7番	今村好市	議員	8番	小森谷幸雄	議員
9番	延山宗一	議員	10番	黒野一郎	議員
11番	市川初江	議員	12番	青木秀夫	議員

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗原実	町長
鈴木優	教育長
中里重義	町長補佐
根岸一仁	総務課長
小嶋栄	企画財政課長
峯崎浩	戸籍税務課長
山口秀雄	環境水道課長

根	岸	光	男	福 祉 課 長
落	合		均	健 康 介 護 課 長
橋	本	宏	海	産 業 振 興 課 長
高	瀬	利	之	都 市 建 設 課 長
多	田		孝	会 計 管 理 者
小	野	博	基	教 育 委 員 会 長
				事 務 局
橋	本	宏	海	農 業 委 員 会 長
				農 事 務 局

---

○職務のため出席した者の職氏名

伊	藤	良	昭	事 務 局 長
川	野	晴	男	庶 務 議 事 係 長
小	林	桂	樹	行 政 安 全 係 長 兼
				議 会 事 務 局 書 記

---

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○青木秀夫議長 おはようございます。

ただいまから告示第55号をもって招集されました平成28年第2回板倉町議会定例会を開会いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。

---

○町長挨拶

○青木秀夫議長 日程に入るに先立ち、町長より挨拶したい旨申し出がありますので、これを許します。  
栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 おはようございます。平成28年第2回定例議会を招集いたしました。議員各位にはご出席をいただき、大変ご苦労さまでございます。

例年のことながら田植えも進み、小麦の収穫作業に入っておるようでございます。作柄は黄金色ということでまさによいようですが、あわせてハウスキュウリの収穫の最終盤ということで、農繁期の真っただ中でありまして。

先日は、伊勢志摩サミットで先進国での懸案課題事項が協議をされたようであります。紛争、金融、経済、人権等が話し合われ、あわせて、日本国民待望の広島記念館へのオバマ大統領の訪問や感動のスピーチが実現したということは、日本国民にとって大きな喜びであったというような報道もされました。他方、1万5,000発とも言われておりますいわゆる存在する核の実態からすると、非核平和を求めるだけでは空論であるとの論評も一部にはあったようでもございます。人類の将来に向けて大きな明るい出来事であったことは間違いのないものとも感じられました。その先どうするのだということについては、結論のなき難しさを感じたところであります。

国内において、さきの熊本大震災の復興活動が依然として続いておりまして、被災状況が集計されるにつれ、東日本大震災を上回るものとの報道もあるようでありました。その大きさに結果として驚きを禁じ得ないところでありました。今もなお避難をされている皆様方にお見舞いを申し上げたいと思っております。火山活動と地震断層の関係、震源地と津波の関係、震度と深さの関係等々、前提とする部分が予知ということであるだけに、不安が増大するわけでありまして、地球の神秘に振り回される近代社会、さらに人工的な問題と言われる温暖化が加わっているわけでありまして、一昨日も避難訓練を行わせていただきましたが、今年も当地域の災害がないように祈るばかりであります。

今年は4年に1度のオリンピックの年でありまして、思い起こすと過去に就任してから1度、鶴ヶ島市の脚折雨ごい祭りの開催に参加をいたしました記憶が4年前にございます。8月6日にご神水のお水取りという儀式を鶴ヶ島市でお持ちになっているということでありまして、今年もついこの間、本宮である雷電神社に、そのときにお世話になりたいということで、ご挨拶に来たついでにと言っては失礼かと思っておりますが、当町にお祈りをいただきました。8月6日のお水取りに、市長ほか関係者がお出でをいただくことになっております。荘厳で雄大な蛇を神に見立てた昔の雨ごいの儀式であります。我が本家本元も最も水害に弱い地域と

いうふうにも表現をされておりますので、改めて今年1年、そういった面の無事故・無災害を、雷電神社のご加護を願うものでもあります。

また、話が変わりますが、3年に1度の参院選が7月10日に予定され、消費税10%の確約が前回衆院選にてなされていたことから、この三、四カ月、その是非をめぐる景気状況の判断に、アベノミクスの評価、あるいは改憲を目指すための獲得議席数という党利党略的な与野党の予測等も複雑に絡みまして、しかも、それいかんによっては今後の日本経済の浮沈にかかわるといふ瀬戸際論もあることや、社会保障の後退にまで大きく左右すると言われていたことから、消費税10%の増税決断が最大のニュースとしてこのところ取り上げられてきました。ご承知のように、結果として、歳入欠陥を伴う増税延期と衆参同日選回避の形で安倍首相の結論が出たわけであります。判断として、増税は国民心理に大きく影響し、景気悪化をさらに引き、歳入増にはつながらない、時期不適當といういわゆる先延ばし論と、増税なしでは財政悪化を招き、国際公約不履行による国債の信用の低下、あるいは社会保障の低下、恒久財源不足によるいわゆる借金の増大、ひいてはさらなる不況増大になるという論理のぶつかり合いの結果であったわけでありますが、依然として道半ばと言われるアベノミクスの成功を引き続き期待し、それによるプラス面だけを想定した現状据え置き論に落ち着いたとの見方が圧倒的であります。「進むも地獄、退くも地獄」みたいな状況にもあるかもしれません。国家財政もさらにそういう意味では厳しさを増しながらの運営が予想されることにより、次年度地方自治体予算のさらなる厳しさを感じざるを得ない状況となっております。この状態下で6月25日の参院選突入となりますので、その結果の国民の判断を注目したいと思えます。

町におきましては、予算執行は順調に進んでおります。昨年秋口の住民発議により、法定協設置の動きが活発化し、法定の手続・手順を踏まえ、両市町の議決を経て6月1日、各紙報道のとおり、館林市・板倉町合併協議会の設置が両市町長署名押印のもと正式に決定をいたしました。同時に事務局も発足し、板倉町から課長、係長、係員の3名が館林市の5名の職員とともに、協議会長の市長から辞令交付を受け、専従職員として派遣が決定いたしました。協議会を構成する人員は両市町とも既に報道でもありましたが、ほぼ共通の首長、副首長、教育長、正副議長、議会代表3名、区長会長、商工会長、農業委員会会長、農協長、農協長につきましては共通ということであります。そして、発議者、これは今回の場合、議長と重複をしております、11名掛ける2プラス1の23名となりました。予定では、7月中旬より第1回の協議会を開催し、おおむね月1回ペースで協議を重ね、その内容については、仮称ではありますが、館林・板倉合併協議会だよりを都度発行することにより、話し合いの内容を各町民市民の皆さんに丁寧に関わりやすく紙面を通して説明、報告する予定となっております。また、町民の声をできるだけ反映させるよう、説明会も必要に応じ考えていくとの方向性も共通認識をされたところであります。

また、変わりますが、偶然並んで進むという並行する形となった我が町の庁舎建設については、住民発議が正式に受理される状況になった直近の昨年12月16日午後1時30分からの第6回建設委員会協議事項3の1において、その影響と対応について全体で話し合いを持ち、土地取得への影響、契約上の影響等を説明し、今後の方向性を質疑応答後とし、議論をした結果、予定どおり進めようという、設計も含めてですね、いくことが全会一致で承認され、今日に至っております。このことから、町だより5月号に完成予想図と機能図を掲載した経緯があるわけであります。いずれにしても、応用性に富み、1階部分が浸水することも想定し、2階、3階部分は大切な部分になるだろうと思われるということも含めて、昨年12月時点では合併協の設立

も含めた先々は正確には見通せず、今日現在の時点でも協議終了は不確定でありますので、万が一余剰スペースが出るとしても、その利用度は多角的にあるということであり、全く無駄になるようなことはないとの結論であります。近々、本設計を承認いただき、いよいよ工事発注へ進める予定となっております。

また、今年は、さきの、これも話がまたということで変わりますが、さきに述べた参院選のほかに町長選の年でもあります。来る11月6日を投票日に決定し、去る5月20日の記者会見で、一、二年と見られる法定協の協議が開始される予定のもと、既に開始をされたわけですが、そういったこと。庁舎建設も、いわゆる中間的位置づけにあること。国道354号線、あるいは八間樋橋の完成も、それぞれ先が見えているところにまでまいつていること、あるいは小学校の再編の問題もあること。さらには、最も大事なふるさと創生・活性化対策等、それらも含め重要案件が全て着手中ということであり、仕上げも含め方向性に責任を持つという意味合いからも、後援会の強力な要請もありましたので、さきに5月20日に出馬表明を行ったところであります。細部については、2日目、一般質問等もあるようですので、そちらで質問を通して述べられる見解を現時点で述べさせていただきたいと思っております。

以上申し上げましたが、今議会、同意第2号 監査委員の選任について、報告第1、2、3号について、そして議案第30から34号について、最後に請願第1号をご審議いただくわけではありますが、よろしくお願い申し上げます。ご挨拶といたします。大変ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

---

### ○諸般の報告

○青木秀夫議長 それでは、諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条の議事説明員は、出席通知のありました者の職氏名をお手元に配付してありますので、ご了承願います。

次に、監査委員から例月出納検査の結果報告がありましたので、写しをお手元に配付してありますのでご了承願います。

次に、今定例会に付議される案件は、監査委員の選任同意1件、報告3件、条例の一部改正1件、土地の無償譲渡議案1件、工事の契約議案1件、補正予算議案2件であります。また、請願・陳情につきましては、お手元の文書表のとおり、請願1件が提出され、議員配付のみで陳情1件が提出されておりますので、報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

これより日程に従い、議事を進めます。

---

### ○会議録署名議員の指名

○青木秀夫議長 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に

2番 針ヶ谷 稔 也 議員

3番 本 間 清 議員

を指名いたします。

## ○会期の決定

○青木秀夫議長 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今定例会の会期については、5月20日に議会運営委員会を開催しておりますので、委員長より報告願います。

黒野議会運営委員長。

[黒野一郎議会運営委員長登壇]

○黒野一郎議会運営委員長 おはようございます。それでは、本定例会の会期及び議事日程についてご報告申し上げます。

本件については、5月20日に議会運営委員会を開催し、協議した結果、会期については本日6月7日から15日までの9日間です。

会期の日程ですが、本会議初日の本日は、同意第2号について提案者からの提案理由説明の後、質疑、討論は省略し、採決いたします。次に、報告第1号から報告第3号まで提案者から一括報告を行います。次に、議案第30号から議案第32号まではそれぞれ提案者から議案説明の後、議案ごとに審議決定いたします。次に、補正予算関係の議案第33号及び議案第34号については、本会議では提案者からの議案説明のみを行い、予算決算常任委員会へ付託し、審査いたします。なお、本日の本会議終了後、予算決算常任委員会を開催し、補正予算審査、委員会採決をいたします。また、請願第1号については、総務文教福祉常任委員会へ付託いたします。

第2日目の8日は、4人の議員が一般質問を行った後、補正予算関係議案の委員長報告を行い、審議決定をいたします。

第3日目の9日は休会とし、第4日目の10日は、総務文教福祉常任委員会を開催し、付託案件の審査及び所管事務調査を行います。

休日を挟んで第7日目の13日は、産業建設生活常任委員会を開催し、所管事務調査を行います。

第8日目の14日は休会とし、最終日の15日は、総務文教福祉常任委員会へ付託した請願1件について、委員長からの報告の後、審議決定いたします。

また、議員派遣の件と閉会中の継続調査及び審査について決定し、全日程を終了したいと思います。

以上で報告を終わります。

○青木秀夫議長 お諮りいたします。

今定例会の会期及び議事日程について、ただいまの委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○青木秀夫議長 異議なしと認め、今定例会の会期は委員長報告のとおり、本日から15日までの9日間と決定いたしました。

---

## ○同意第2号 監査委員の選任について

○青木秀夫議長 日程第3、同意第2号 監査委員の選任についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 それでは、早速ご審議をいただくものといたします。同意第2号の監査委員の選任についてでございます。

本案につきましては、監査委員2名のうち、高瀬博通氏から、平成28年6月6日をもって辞任したい旨の願いがあり、その退職を承認したことに伴う後任者の人事でございます。

後任者につきましては、慎重に人選を行いました結果、

氏 名 江田音吉氏

生年月日

住 所 板倉町大字海老瀬

を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

江田音吉氏は、人格は高潔で、町議会議員としての経験もあり、行政にも精通しておりますので、適任者として監査委員に選任したいと考えております。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

この件については、ただいま申し上げましたことが全てでございますので、人事案件ということも含め、課長の説明は予定いたしておりません。

○青木秀夫議長 説明は終わりました。

お諮りいたします。本件については、質疑、討論を省略し、採決したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○青木秀夫議長 異議なしと認め、本件については質疑、討論を省略して、採決することに決定いたしました。

これより同意第2号について採決いたします。

原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、同意第2号は原案のとおり同意されました。

---

○報告第1号 平成27年度板倉町一般会計繰越明許費繰越の報告について

報告第2号 平成27年度板倉町土地開発公社決算及び事業報告について

報告第3号 平成28年度板倉町土地開発公社予算及び事業計画について

○青木秀夫議長 日程第4、報告第1号 平成27年度板倉町一般会計繰越明許費繰越の報告について、日程第5、報告第2号 平成27年度板倉町土地開発公社決算及び事業報告について、日程第6、報告第3号平成28年度板倉町土地開発公社予算及び事業計画について、以上3件を一括議題といたします。

町長より報告を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 それでは、報告第1号から第3号までの報告事項につきましては、議長指導のとおり一括してご説明をさせていただきます。

初めに、報告第1号 平成27年度板倉町一般会計繰越明許費繰越の報告についてご説明申し上げます。本件につきましては、地方自治法第213条第1項の規定により、繰越明許費繰越をいたしましたので、同法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

繰り越しいたしました事業につきましては、庁舎計画事業を含む5事業であり、翌年度への繰越額の総額は2億2,921万9,000円でございます。この財源内訳といたしましては、国・県支出金6,093万8,000円、地方債620万円、一般財源1億6,208万1,000円でございます。

以上で報告第1号の報告を終わります。

次に、報告第2号 平成27年度板倉町土地開発公社決算及び事業報告についてご説明申し上げます。本件につきましては、板倉町が出資している板倉町土地開発公社の決算及び事業報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により議会に報告するものであります。

平成27年度の主な事業といたしましては、板倉ゴルフ場に係る地権者の連絡調整及び代替地の水利費補償等の業務であります。

決算につきましては、収益的収入10万2,442円に対しまして支出が9万2,080円、経常利益1万362円ございました。なお、本件につきましては、町の監査委員から、決算について適正に処理されている旨の報告をいただいております。

以上が第2号の報告でございます。

次に、報告第3号 平成28年度板倉町土地開発公社予算及び事業計画についてでございます。本件につきましては、板倉町が出資している板倉町土地開発公社の予算及び事業計画について、地方自治法第243条の3第2項の規定により議会に報告するものであります。

平成28年度の主な事業計画といたしましては、板倉ゴルフ場に係る地権者の用地調整業務であります。

予算の概要につきましては、用地調整業務の費用及び法人税等の経費として28万9,000円の支出に対しまして、県企業局からの用地調整業務に関する収入及び預金利息の収入を見込んでおります。

以上、平成28年度板倉町土地開発公社予算及び事業計画についてご報告をいたしました。

以上で報告第3号の報告を終わります。

全体的に以上でございますので、課長の説明は予定しておりません。

以上、報告第1号から報告第3号までを一括してご説明申し上げます。ご了解いただきますようお願い申し上げます。

○青木秀夫議長 以上で報告第1号から報告第3号を終わります。

---

### ○議案第30号 板倉町税条例等の一部改正について

○青木秀夫議長 日程第7、議案第30号 板倉町税条例等の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 議案第30号であります。板倉町税条例等の一部改正についてということでございます。

本案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴う板倉町税条例等の一部改正でございます。

今回の改正につきましては、固定資産税の非課税の範囲にかかわる法人名称の変更、建物の区分所有者がすべき申告書に個人番号記載の追加、特別土地保有税の減免申請書からの法人番号の削除等の所要の改正を行うほか、旧3級品たばこ税の申告書様式等に係る読みかえ規定の改正であります。

上位法の改正に伴う改正ということで、以上ご説明を申し上げました。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

これにつきましても、課長の説明は予定しておりません。

以上であります。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第30号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

---

### ○議案第31号 公図と現況の不整合による土地の無償譲渡について

○青木秀夫議長 日程第8、議案第31号 公図と現況の不整合による土地の無償譲渡についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 続いて、議案第31号でございます。公図と現況の不整合による土地の無償譲渡についてということであります。

本案につきましては、板倉町大字靍谷地内の町道拡幅事業におきまして、法務局に備えつけの公図に基づき用地測量を実施し、境界確認を行ったところ、昭和54年11月2日に道路用地として買収した土地が、公図と現況の不整合により、板倉町大字靍谷の安勝寺の墓地内に入ってしまうことから、現状に即した権利関係に修正を行うため、板倉町大字靍谷1658番18、地目、公衆用道路、面積33平方メートルを、板倉町大字靍谷1659番1の安勝寺へ無償譲渡するものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

細部においては、過日ご説明も詳しく申し上げた記憶がございますので、課長の説明はこれについても予定をしておりません。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

今村議員。

○7番 今村好市議員 7番、今村です。

公有財産の処分につきましては、議会の議決が必要ということで今回提案されたと思いますが、以前までに公有財産の処分については有償にて処分をしておいた経過がほとんどございまして、今回については、公図と現地の不一致ということであると思いますが、現地については、その面積がきちんとあるわけですので、なぜ無償で譲渡をするのか、その理由をしっかりとお願いしたいと思います。

○青木秀夫議長 高瀬都市建設課長。

[高瀬利之都市建設課長登壇]

○高瀬利之都市建設課長 ただいまのご質問でございますけれども、これは議員協議会でも理由についてご説明申し上げました。無償で譲渡する理由ということでございますけれども、今回のように法務局のデータ化によって公図の分割箇所が変わってしまったというようなことが原因で不整合が生じたということでございます。こういった法務局の地図の変ったことが原因でございますので、まずは従前の土地の地権者に返還することができないというのは1つございます。それと、公図の不整合が原因で安勝寺の墓地の中に設定せざるを得なかったという状況もありますので、これまた、安勝寺に対して有償で払い下げをするという理由も安勝寺にはないということ、この2点で、今回無償で譲渡するということでございます。

以上でございます。

○青木秀夫議長 今村議員。

○7番 今村好市議員 今後もあることなのですが、有償で譲渡と無償で譲渡するというのは、ケース・バイ・ケースということで、判断についてはその状況によって町が判断して、公有財産を有償か無償かで譲渡するという判断をすることで、そういう理解でよろしいでしょうか。今のところ、無償か有償かの基準は町は設けていないと思うのですが、設ける必要があるのか、設けられるのか、その都度の判断を誰かがしてやっていくのか。今後についてはどのように形でやるのか。板倉町については、国土調査やっておりますので、これからこういう事案については場合によっては多く出てくる可能性が非常に高いことでありますので、その辺の今後の対応についてはどのように考えているのか、中里補佐、お願いいたします。

○青木秀夫議長 中里町長補佐。

[中里重義町長補佐登壇]

○中里重義町長補佐 お答えいたします。

ご指摘のとおり、今回は無償譲渡ということでございますが、基本的には、適正価格での公有財産については売り払い、払い下げというのが、これが当然の方式でございます。議会の議決を必要とする場合には、減額譲渡、または今回のような無償譲渡ということでございますが、基本的には、有償でのいわゆる払い下げ譲渡、これが原則ということで考えております。したがって、今回のようなケースにつきましては、

また今後生起する可能性ございますけれども、やはり公図、それから現地の調査の結果を踏まえて、その都度判断をさせていただくことになるというふうに考えています。

非常に今回のケースについては、公図の分割の区割りが変わったことが原因ということで、非常にまれなケースということで私は理解いたしておりますが、これ実際に町内全域ではまた絶対ないということも言えませんので、その辺については、一つの基準として、いわゆる払い下げについては町としても取り扱いの要領・要綱は持っておりますので、それをもとに進めていく中で、今回のようなケースについてはケース・バイ・ケースで判断をさせていただければということで考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○青木秀夫議長 よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第31号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

---

### ○議案第32号 板倉町中央公民館大ホール天井改修工事の契約について

○青木秀夫議長 日程第9、議案第32号 板倉町中央公民館大ホール天井改修工事の契約についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 続いて、議案第32号をお願いいたします。板倉町中央公民館大ホール天井改修工事の契約についてであります。

本案につきましては、板倉町中央公民館大ホール天井改修工事に係る入札を執行し、請負契約の締結をするに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約金額につきましては5,162万4,000円、うち消費税382万4,000円でございます。契約の相手方につきましては、株式会社徳川組、代表取締役又野繁でございます。

以上、ご説明を申し上げました。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

これにつきましても、課長の説明は予定しておりません。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

今村議員。

○7番 今村好市議員 本案件につきましては、私の記憶ですと、設計業務委託については平成26年度に委託をして、実施設計については26年度に完了しているのかなというふうに思っております。これ確認ですが、それで間違いないかどうか。もし平成26年度の設計業務委託で実施設計が終わっていたとすれば、なぜ27年度の事業化をしなかったのか。まず1点目については、この理由をお聞かせ願いたいと思います。

それと、議員協議会で町長補佐のほうから話が出ましたが、入札、落札後の金額が5,000万円以上ではなくて、いわゆる設計額が5,000万円以上のものについては議会の承認は必要だという話を承りましたが、それでいいのかが2点目。

それと、予算については、今回の工事費は5,310万4,000円ということで、今回契約額が5,162万4,000円、落札が恐らく4,780万円プラス税かなというふうに思います。この落札額については5,000万円を超えていないという現状があります。総体の現予算額と今回契約額においては、結構、200万円近い、150万円近い差があるのですが、この辺の差が生じた理由。

それと、もう一点については、設計管理委託、これについては通常であれば設計と管理を同一業者に委託をするのだと思いますが、今回については平成26年度に設計が終わっておりますので、今回の工事の管理監督委託についてはどのようにするのか。

その何点かですが、とりあえずお願いいたします。

○青木秀夫議長 小野田教育委員会事務局長。

[小野田博基教育委員会事務局長登壇]

○小野田博基教育委員会事務局長 ただいまのご質問にお答え申し上げたいと思います。

まず、この関係につきましては、平成26年に実施設計のほうをしております。その後、27年、昨年度実施するというような予定でいたのですが、大ホールにはいろいろ諸課題があるというようなところ、初めは大震災に伴う天井の落下防止ということで設計をしていたわけですが、そこに伴いまして大ホールが、議員協議会のときにもご説明申し上げましたけれども、下のほうが寒く、上のほうが暑くなってしまうというような温度差の解消、それと音響施設の不具合、これも解消すべきではないかというようなところもございました。そういったところから、ちょっと27年度でそういうのも手を加えるというようなことで、27年度実施ができなかったということがまずございます。

それと、2点目の落札の金額ということの承認関係でございますけれども、これにつきましては、予定価格の金額、これによって議会の議決が必要になってくるということでございますけれども、これにつきましても議員協議会のときにもご説明申し上げましたけれども、これにつきましては、地方自治法あるいは町の条例の議会の議決を要する契約、それに基づいて5,000万円以上ということでございます。これにつきましては、消費税を含めた金額の5,000万円以上の予定価格ということでございますので、そういう形の中で、議員協議会のときには入札は執行しておりませんでしたが、予定価格は5,000万円を超えるという判断で今回の議会提案になったということでございます。

次に、予算の関係の差ということでございますが、先ほども申し上げましたが、26年度に設計して実施が28年度ということになりますので、そこら辺の物価変動、それと先ほど申し上げました温度差の問題、そういうものをクリアすべく再度設計のほうをちょっと見直したということで、そういう形の中で予算が変わってきていると。当初予算の5,300万円ということですが、これは当初のときのを加えまして、それで予定を

していたと。実際は消費税を入れると5,100万円台の落札になったということで、ご理解いただければと思います。

それと、設計業務委託の関係につきましても、これにつきましては、実施設計が26年度ということでございますけれども、28年度の工事をするに当たり、同一の設計業者のほうがよりよい工事施工を管理監督していただくという意味合いで、同一の業者を予定しております。

以上です。

○青木秀夫議長 今村議員。

○7番 今村好市議員 26年度の実施設計は天井だけだったのですかね。それで、音響もしくは空調も課題があるので、その辺加えて工事をしたらどうかということで、27年度については工事ができなかったという理解でよろしいのかどうか。

それと、もう一点ですが、26年度に設計業務は終わっております。それで、27年度に、先ほど、今の事務局長よくわからないと思うのですよね、まだ来たばかりだから。1年間かけて空調だとか音響設備の設計をいわゆる変更しているわけですよね。その変更は誰がやったのですかね。職員がやれるのですか。その専門職がいるのですか。それとも、前に設計した人がサービスでやったのですか、予算のっていないですよね。そういうことをやっていいのかどうかというのが1点ありますね。

それと、その予算の差額については、予定価格が5,000万円を超えているから議会承認ですよということなのですが、物価の上昇ということではなくて、予算現額と今回の契約額による差額、下がっているのですよね。これは入札差金と昔は言っていたのでしょけれども、今回はそんな入札差金は私は出ないというふうに思っているのですよ。なぜかということ、27年度から、あしたもちょっと質問しますけれども、予定価格、設計額イコール予定価格でやっているわけですから、その辺の入札差金は、たかが5,000万円ぐらいで150万円ぐらいも出てしまうのかどうか。何かその辺で工事内容を変えたのかどうか。その辺がもう一度聞きたい。

それと、管理監督業務、いわゆる設計した人に頼めば一番これ理想で一番いいのですけれども、いったん切れてしまっていますから、これ特命随契で一発でやってしまうのですか。そういうやり方ですか。その辺も、中里補佐、その辺はかかわってきたのでしょうか。

○青木秀夫議長 中里町長補佐。

[中里重義町長補佐登壇]

○中里重義町長補佐 お答えいたします。

26年度に発注したときは、私は直接はかかわってはおりませんでした。最終的な空調関係の設計をどうするかということに関しては、どういうやり方がよいかについては相談には加わっておりますけれども、具体的なその確認については私は詳細までは承知はしておらないところでございます。そういったことでございますので、今後の管理業務等についても、まだどういったことでやるかというのは事務局のほうからも聞いていない段階でございます。

以上です。

○青木秀夫議長 小野田事務局長。

[小野田博基教育委員会事務局長登壇]

○小野田博基教育委員会事務局長 この関係、変更契約で設計のほう、要は今村議員おっしゃるとおり、26年

度で完了しているのを、それを27年度においていろいろ変更してきたというようなところでの質問かと思いますが、これにつきましては、平成27年度、そういった形の中でいろいろ業者のほうにアドバイスをさせていただいて、その基本となる実施設計書をいじってきたというのが実際でございます。そこで、では、変更を27年度の予算の中でその業務をやってきたかという、そこは確かに今村議員のおっしゃるとおりだと思います。その関係で、一応当初予算5,300万円というようなところから、実際の予定価格が5,100万円まで落ちているというようなところの中では、やはり空調の関係を見直しまして、スイングファンというものを設置いたしまして、天井と側面、それに係る部分で側面の部分、壁の部分を5台、5台の10台設置しようということで当初いっていたもの、それ当初というのは5,300万円のときにはそうだったものが、その過程の中で、一番上の階段がだんだん上がっていきますので、一番上の階段のところの両側2台については、これは直接その観客のほうへその風が行ってしまうということはこれ逆効果ではないかということで、その2台を削ったり、あと中身の見直しをなるべくしながら、そういう問題解消をするべく最終的に5,300万円から5,100万円の設計になってきたということでございます。

以上です。

○青木秀夫議長 今村議員。

○7番 今村好市議員 かかわった人はなかなかいないので難しいのでしょうかけれども、実際、26年度に設計が実施設計終わってしまっていますよね。それに加えて、空調だとか音響だとかを、天井だけの設計の中に加えていくわけですよ。それで、27年度については検討してきたのかなと思うのですよね、経過を見てみると。そこに専門家が来てこないで、一番肝心の空調だとか音響の設計ができるのかどうかというのは1つ疑問があるのですよ。町の職員の中にはそういう専門職は今のところ見当たらないのかなと。そうすると、26年度に設計業務を委託した業者がかかわってこない、私はできないというふうに見ているのですね。その業者に対しては26年度はいったん切れてしまいましたから、新しくその部分については委託するのが本来はよかったのかなと思うのですが、サービスをしていただいて、やってしまったということになりますよね、結果的には。そこに管理業務委託をすると。幾ら特命随契といえども、もうほかに頼めないのだと思うのですよ、中身がわからないですから。だから、払うものはきちんと払って、次の段階で契約するものはきちんと契約をすると。このほうが私はすっきりしてきていいのかなと思うのですが、その辺は終わってしまったことではようがないところもあるのですけれども。

あとは、要望しておきたいのは、さっき言ったように、暖房、空調なのですが、上が暑くて下が寒いと。これずっと長年の課題だったので、それ解決なくてはということなのですが、上のファンを2つ除いて今回差額が出たという話なのですが、私は単独でファンについてはスイッチを切ったり入れたりできるのだと思うので、いわゆる天井に8個、側面に10個だったのを8台にしたということなのですが、それは単独でみんな恐らくスイッチで調整できるのだと思うのですよ。だから、たかがこれぐらいの値段だとすれば、上の部分もしっかりつけておいて、全体の管理の中で、最初は恐らく職員が何かイベントがあるときはスイッチを入れて暖めなくてはならないと思うのですね。その時間がなるべく短いほうが効率がいいわけですから、いったん暖めたらその部分は必要ない部分は切るというほうが、たかが150万円や200万円ぐらいでそれが可能だとすれば、今後設計変更もあり得ると思いますので、その辺は十分検討して、現場でよく調整をして、ただ金を安くするだけでなく、今後使っていく上においては必要なものは必要なもので、やはりつ

けていったほうが私はいいのかなというふうに思いますので、その辺は、再度今後も検討していただければありがたいなというふうに思います。

その前段の話、中里町長補佐、どう思いますか。

○青木秀夫議長 中里町長補佐。

[中里重義町長補佐登壇]

○中里重義町長補佐 おっしゃるとおり、払うべきものは払ってしっかりやってもらおうというふうに、私も思います。サービスでやってもらおうというのは私としては頭の中に全くありませんので、発注するときにはきちっと発注をするべきだと思っていますので、追加でやるものについては変更なりして、しっかり払うべきものは払ってやってもらおうということが当然だというふうには思っております。

以上です。

○青木秀夫議長 小野田事務局長。

[小野田博基教育委員会事務局長登壇]

○小野田博基教育委員会事務局長 今村議員の要望のことで、このスイングファンというのは、簡単にいえばエアカーテンですかね。そこから暖気は暖気として今までのとおり出てきます。それが上にいかないために、その、要は横、縦の風で、要は下へ持っていくような工夫と上に行かないようなところでそういうファンをつけるということで、横、上へ行かないような風が客席のほうに直接当たるとこれ逆効果かなという判断で、そういうふうな設置の方法にさせていただいたということでございます。だから、今までどおり暖かいものはちゃんとして今までと同じように出てくるということで、その関係で、上のほうもそこでクリアはできるのかなという判断で2台を減らさせてもらったということでございます。

以上です。

○青木秀夫議長 今村議員。

○7番 今村好市議員 工事については、今後もきちんと精査をしながら、現場に入っても不都合があったら変更できちんとやっていただきたいと。せっかくお金をかけて直すのでありますので、150万、200万削って後々また使いづらかったり、なかなか効果が出なかったよというのだと困ってしまいますので、あそこはもう人をいっぱい寄せますから、そういう反響はすぐに出てきてしまいますので、十分その辺は注意をしてやっていただきたいというふうに思います。

それと、最後にもう一点、これ確認をさせていただきたいのですが、今回のように地方自治法によりまして契約の議決が必要であるというものについて、もし議会で議決がなされなかったときにはどういうふうな結果になるのか。それだけ1つだけお願いいたします。

○青木秀夫議長 小嶋企画財政課長。

[小嶋 栄企画財政課長登壇]

○小嶋 栄企画財政課長 契約の議案が議決されないということは、私どものほうは本来ならば想定していませんが、議決されなければ、契約ができないということになるかと思っております。

○青木秀夫議長 今村議員。

○7番 今村好市議員 そうしますと、契約ができないということは、事業が執行できないから工事もとまってしまうという理解でよろしいですね。この案件の話をしているわけではないですよ、こういう例があっ

た場合どうするのかということですから。

○青木秀夫議長 小嶋企画財政課長。

[小嶋 栄企画財政課長登壇]

○小嶋 栄企画財政課長 議員のおっしゃるとおり、契約ができないということでもありますので、その後の工事の執行等もできないというふうなことにはなると思います。

「はい、いいです」と言う人あり]

○青木秀夫議長 よろしいですか。

「はい」と言う人あり]

○青木秀夫議長 ほかに質疑ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第32号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

---

### ○議案第33号 平成28年度板倉町一般会計補正予算（第1号）について

#### 議案第34号 平成28年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

○青木秀夫議長 日程第10、議案第33号 平成28年度板倉町一般会計補正予算（第1号）について及び日程第11、議案第34号 平成28年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての2議案を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 続いて、議案第33号及び第34号につきましてでございます。一括してご説明させていただきます。

初めに、議案第33号であります。平成28年度板倉町一般会計補正予算（第1号）についてということでご説明を申し上げます。

本補正予算につきましては、第1回の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,819万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を64億5,019万2,000円とするものであります。

歳入につきましては、分担金及び負担金に125万円、国庫支出金に14万4,000円、県支出金に1,290万円、寄附金に30万円、繰越金に1,088万4,000円、諸収入に271万4,000円をそれぞれ追加するものでございます。

歳出につきましては、議会費に1万6,000円、総務費に1,111万7,000円、民生費に763万8,000円、衛生費に144万2,000円、農林水産業費に709万円、商工費に120万円をそれぞれ追加し、土木費から25万8,000円、教育費から5万3,000円をそれぞれ減額するものでございます。

以上が平成28年度板倉町一般会計補正予算（第1号）についての説明でございます。

次に、議案第34号 平成28年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ8,023万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23億3,991万7,000円とするものであります。

歳入につきましては、国庫支出金に1,706万6,000円、前期高齢者交付金に4,346万7,000円、県支出金に1,706万6,000円、繰入金に46万2,000円、繰越金に217万7,000円を追加するものでございます。

歳出につきましては、総務費に46万2,000円、保険給付費に1,151万3,000円、共同事業拠出金に6,826万3,000円をそれぞれ追加するものでございます。

以上、平成28年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げました。

以上、議案第33号、第34号の議案を一括してご説明申し上げましたが、よろしくご審議上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

これにつきましても、改めての課長の説明は予定いたしておりません。よろしくようお願い申し上げます。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。議案第33号及び議案第34号の2議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審査することにしたと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 異議なしと認めます。

よって、議案第33号及び議案第34号の2議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

---

#### ○請願第1号 奨学金制度の充実を求める請願について

○青木秀夫議長 日程第12、請願第1号 奨学金制度の充実を求める請願については、総務文教福祉常任委員会に付託の上、審査することにしたと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 異議なしと認めます。

よって、請願第1号は、総務文教福祉常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

---

#### ○散会の宣告

○青木秀夫議長 以上をもちまして本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、あす午前9時から一般質問を行います。

本日の本会議はこれをもって散会といたします。

散 会 （午前10時14分）